

令和5年度 魚沼市立湯之谷小学校いじめ防止基本方針 (R5.4版)

1 はじめに

当校のいじめ防止基本方針（以下基本方針）は、いじめ防止対策推進法（以下推進法）第13条に則り、当校におけるいじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定する。

2 いじめの定義といじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話【会員制交流サイト（SNS）等を含む】で誹謗中傷や嫌なことをされたり、言われたりする

(2) いじめ類似行為の定義

- ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(3) いじめ防止のために取組の基本方針

- ① 児童の将来の自立に向け、生きる力を育むため、一人一人に寄り添った教育活動を推進する。
- ② 偏見や差別を見抜く感性を磨くとともに差別を許さない心情を育み、いじめを許さない、見逃さない学級作りに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、基本的人権を尊重し、自己有用感をもつ児童を育てる。
- ④ いじめの早期発見・即時対応・早期解決に向け、アンケートや対策委員会等の取組を教職員一同全校体制で行う。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・各種関係機関と協力して解決にあたる。

3 いじめ防止に向けた取組

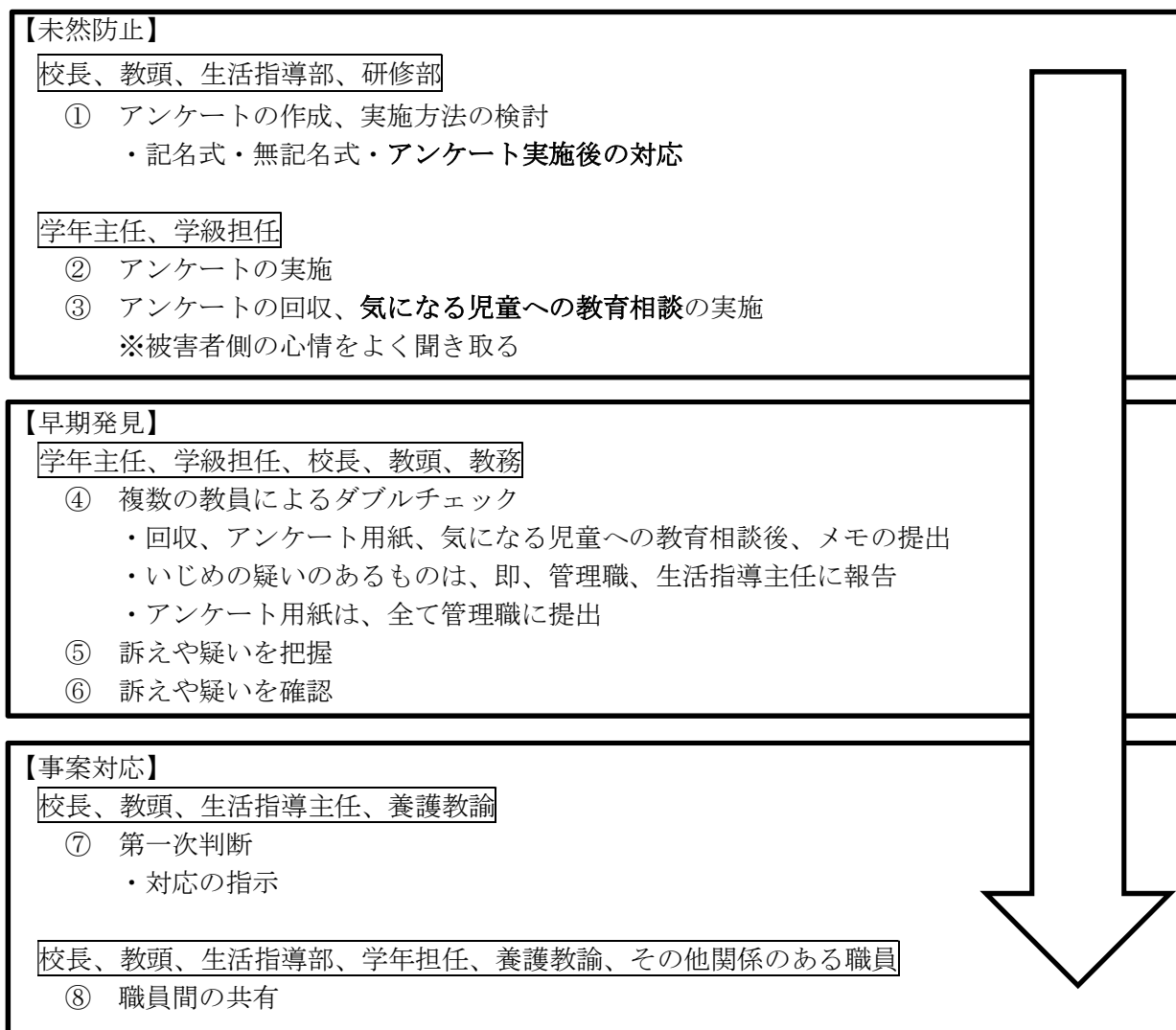
(1) いじめの未然防止にかかる取組（実効ある教育活動の実践）

- ① 温かい学級づくり支援事業の実践（校内研修計画）
- ② 教科指導の充実（教育計画、年間指導計画、校内研修計画）
- ③ 学級・学年経営の充実（学級づくりシート、事例検討会）
- ④ 道徳教育の充実（道徳教育全体計画）
- ⑤ 人権、同和教育の充実（人権、同和教育全体計画）
- ⑥ 生活指導の充実（生活指導全体計画、生活目標とSSE年間計画）
- ⑦ 特別活動の充実（特別活動全体計画）

(2) いじめの早期発見にかかる取組（情報収集と実態把握）

- ① WEBQ U調査の活用（学期に1回）
- ② 湯之谷小アンケート（いじめ調査）とそれに関連する対策委員会の実施（学期に1回）
- ③ 教育相談の充実（学期1回…アンケート、WEBQ U調査後、他にも個別に適時相談）
- ④ 児童の日常生活の見取り（学級担任をはじめとした全ての職員と情報共有）
- ⑤ 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め

(3) 未然防止にかかる対応の基本的な流れ



(4) いじめの即時対応にかかる取組（適切な対処と措置）

- ① 組織的な事実確認と状況調査
- ② いじめられている児童の保護、その保護者への対応
- ③ いじめている児童への指導、その保護者への対応
- ④ その他の児童への対応
- ⑤ 市教委への報告

<留意点>

- ① いじめられている児童とその保護者の心情、訴えを十分に受け止める。
- ② ①を重視しつつも、いじめている児童及びその保護者への配慮ある対応に努める。
- ③ 該当事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかな相談を行う。犯罪の域に入るときは、即、警察へ通報する。

4 重大事態への対応

- ◇ 学校又は学校設置者（教育委員会）に「調査委員会」を設置する重大事態とは、
 - (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
市教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公正中立な調査組織を事案の内容によって学校又は市教委に設置し、該当のいじめに関する調査を行う。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置（当校では「問題行動等対策委員会」）

- (1) 目的
推進法第 22 条に則り、当校児童間におけるいじめ事案を素早く把握し、解消に努めるために設置する。そのために、全教育活動で未然防止を意識し、機能するように努める。
- (2) 委員構成
校長、教頭、教務主任、生活指導主任、担任、関係学年主任、養護教諭
(いじめ事案の程度に応じて、学年部職員、市教委担当指導主事、その他必要と思われる者)
- (3) 取組内容
 - ① 3 の確実な実施等による児童間でのいじめの把握
 - ② ① の情報把握者から管理職及び担当への速やかな報告
 - ③ 対策委員会で対応検討及び具体策の実施
→ 市教委へ報告
 - ④ 解消の確認
 - ⑤ 再発防止に向けた見守りや点検を継続
 - ⑥ ⑤ が一定期間経過した時点で、今件の解決
- (4) 保護者、地域との連携
保護者及び地域への啓発活動は、「いじめの見逃しを減少させること」、「いじめ防止の気運を高めること」という 2 点のために重要であるため、次のような取組を行う。
 - ① 保護者への基本方針の丁寧な説明及び概要プリントの配付。
 - ② いじめ防止関連行事の学校便りへの掲載と、地域への配付及び概要プリントの配付。
- (5) 関係機関等との連携
 - ① ゆのたにっ子支援クラブ（湯之谷中学校区いじめ・不登校対策協議会）における情報共有。
 - ② 市教委、子育て支援センター、児童相談所、民生児童委員、警察等との情報共有。
 - ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用。
- (6) いじめへの基本的な対応の流れ

学級担任

↓ 報告

教頭・生活指導主任・学年主任

↓ 報告

校長

↓

○担任へ児童の自宅を訪問し、状況の見取りと心のケアを実施するように指示

○問題行動等対策委員会緊急会議を開催

↓

問題行動等対策委員会緊急会議

○対応協議

- ・事実確認・報告
- ・被害児童へのケアについて
- ・加害児童への指導について
- ・被害児童保護者への報告・対応について
- ・加害児童保護者への報告・助言について
- ・学級への指導、全校への指導
- ・保護者への啓発

○市教育委員会への速報について



学級担任・養護教諭

○被害児童の状況の見取りと心のケアを実施



教頭・生活指導主任

○加害児童の状況の見取りと指導を実施



報告



生活指導主任



報告



校長・教頭

(保護者対応)



教頭・学級担任

被害児童保護者への報告・対応説明を家庭訪問により実施

教頭・学級担任

加害児童保護者への報告・助言を家庭訪問により実施

※市町村教育委員会への対応

教頭

市教育委員会へ速報

生活指導主任

市教育委員会へいじめの報告書提出



学級担任・生活指導主任

- 学級・全校で再発防止の指導
- 被害児童の学級受け入れ体制についての指導
- 被害児童と加害児童との関わりについての指導
- 保護者会等で再発防止の啓発を実施

校長

- 学校便りで再発防止の記事を掲載

6 研修

校内研修等において、学校いじめ対策基本方針の職員間の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識の啓発と、いじめ防止の取組に対する資質の向上を図る。

- (1) すべての教職員が法令及び、県条例等の内容を理解し、いじめ防止等の対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、研修を通して資質能力の向上を図る。
- (2) 生徒指導研修資料等の活用を行う。

7 その他

- (1) いじめ根絶県民会議の「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実を図る。
- (2) パソコンや携帯電話【会員制交流サイト(SNS)等を含む】を介したいじめや問題行動(画像のやり取り、面会等)、犯罪は、喫緊の課題であるため、情報モラル教育を実施するとともに、特に微細な情報でも即時対応する。
- (4) 基本方針は今後随時見直し、改善し、よりよいものにしていく。

☆ 学校における児童の集団内では、互いの力関係から、ある児童がいじめられたと感じる状態は必ず起きる。それに対し、確実な事実確認が必要である。同時に、児童の被害意識に焦点を当てた対応が重要である。児童や保護者からいじめられたという申し立てがあったとき、学校は組織的に、かつ速やかに対応する。

7 いじめ防止にかかわる年間指導計画

月	主な学校行事	いじめ防止等に関する取組		
		未然防止	早期発見	即時対応
4	入学式 PTA総会	・職員研修（児童理解） ・PTA総会等での保護者への啓発		
5	運動会			教育相談、日常の教職員の連携・情報交換、生活日記等の活用、保護者連携 ・定例の企画委員会（生活指導部会含） ・いじめ対策委員会 ・保護者への対応、連携 ・市教委、警察等の関係機関との連携
6	WEBQU 教育相談 修学旅行 自然教室	・いじめ見逃しゼロ強調月間 ・人権・同和を題材にした授業	・教育相談 ・学級づくりシート作成 ・湯之谷小アンケート ・対策委員会	
7	個別懇談	・学校評価 ・人権・同和教育研修会	・期末保護者懇談会 ・個別懇談 ・情報モラル指導〈中学年以上〉	
8				
9	陸上大会 マラソン記録会			
10	音楽発表会 WEBQU 教育相談		・教育相談 ・学級づくりシート ・湯之谷小アンケート ・対策委員会	
11		・いじめ見逃しゼロ強調月間	・個別懇談	
12	児童会行事 個別懇談	・人権・同和を題材にした授業（授業参観で公開） ・学校評価	・情報モラル指導〈中学年以上〉	
1	WEBQU 教育相談		・教育相談 ・対策委員会	
2	スキー大会	・人権・同和を題材にした授業		
3	六感会 卒業式	・ありがとう月間	・期末保護者懇談会	

令和4年2月25日 改定